

## 核燃料物質によって汚染された物品輸送に関する通報連絡漏れについて

平成 22 年 2 月 8 日  
東京電力株式会社  
福島第一原子力発電所  
福島第二原子力発電所

当社福島第一原子力発電所・福島第二原子力発電所におきましては、核燃料物質によって汚染された物を発電所外へ輸送する場合、安全協定に関わる文書\*<sup>1</sup>に基づき、輸送目的・輸送物の仕様・輸送日に関係自治体に事前に通報連絡することとなっております。

しかしながら、このたび福島第一原子力発電所において、平成 21 年 10 月 22 日に核燃料物質による汚染物品（金属触媒の試験片）を検査施設（茨城県）へ輸送した際に、事前に通報連絡を行っていなかったことを、平成 22 年 2 月 5 日に確認いたしました。

このため、記録が保管されている平成 16 年度以降について調査を行い、同様の事案が福島第一原子力発電所において 3 件発生していたことを確認したことから、本日、関係自治体にこれらの事案について調査結果を取りまとめて報告いたしました。

また、福島第二原子力発電所につきましても調査を行った結果、同様の事案は確認されませんでした。

報告した事案につきましては、いずれも作業担当箇所から関係自治体への連絡を担当する箇所に、輸送に関する情報が伝わらなかったものであることから、所内関係者へ当該事案の周知を行うとともに、関係自治体への連絡を担当する箇所に情報が確実に伝わるよう書類の様式を変更いたします。

本事案において、関係自治体への事前の通報連絡を適切に行っていないことを重く受け止め、汚染物品の輸送時における安全協定に関わる文書に基づく通報連絡の確実な実施に向け、所内関係者に輸送に関する情報が伝わらなかった根本原因および背景に関する調査を踏まえ、再発防止対策を講じて万全を期してまいります。

なお、福島第一原子力発電所で確認された 4 件の事案につきましては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等により定められた事項\*<sup>2</sup>は遵守しており、法令上の問題はありません。

以 上

**\* 1 安全協定に関わる文書**

周辺地域住民の安全確保を目的として、福島県、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町と当社との間で定めた原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書（安全協定）に基づいて定められた「原子力発電所に関する通報連絡要綱」。

**\* 2 定められた事項**

輸送物の放射エネルギー、表面における線量当量率、表面汚染密度等。